

浜松市における消費者セミナーの開催について

平成28年4月27日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択することができるよう努めておりますが、今般、この活動を一般消費者に広く周知するため、中部事務所では、浜松市において開催する「一日公正取引委員会」の内容の一つとして、以下のとおり、消費者セミナーを開催することとしました。

1 日時・場所

平成28年6月29日（水）10時30分～11時45分
浜松市福祉交流センター2階 22会議室
（浜松市中区成子町140-8）

2 内容（別紙参照）

「私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～」

- (1) 公正取引委員会の役割について
- (2) 独占禁止法及び景品表示法について
- (3) 最近の違反事件について

3 その他

- (1) 定員 40名（申込み先着順）
- (2) 申込方法 下記の電話又はFAXにて直接お申込みください。
なお、FAXでお申込みの方は、お名前、御連絡先の電話番号及び参加人数を明記してください。

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所取引課

電話 052-961-9423（直通）

FAX 052-971-5003

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

● 消費者セミナー開催のお知らせ ●

参加無料

私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり

～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～

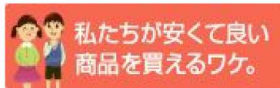


独占禁止法と景品表示法は、良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

皆さんは、普段、どこでお買い物をしていますか？また、どうしてそのお店を選んでいきますか？家から近い、品揃えが良い、サービスが良い etc...皆さんのそれぞれのお考えで選択していると思います。そうした何気ない日常に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

今回の消費者セミナーでは、このような公正取引委員会の活動を皆さんにお伝えしたいと考えています。

<主なテーマ>



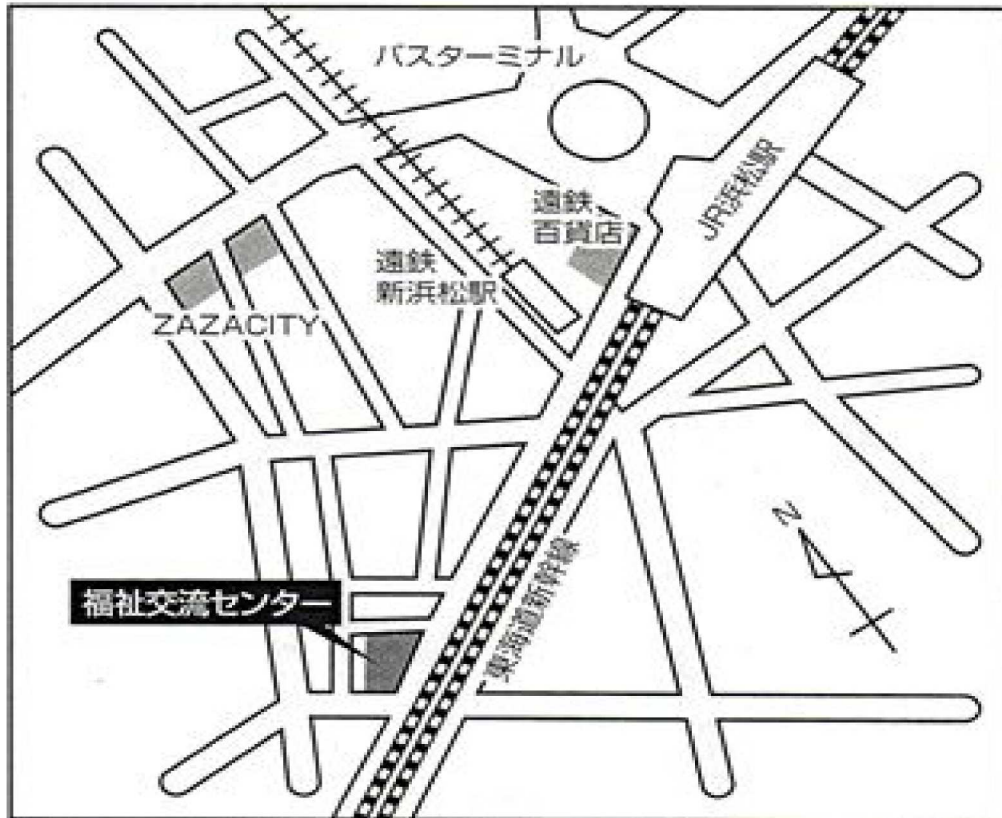
当日は、ゲームで競争のメリットを体感してもらったり、食品における不当表示等の問題について、具体的な違反事例を紹介します！



公正取引委員会キッズ向けキャラクター「どっきん」

主催	公正取引委員会事務総局 中部事務所
日時	平成28年6月29日(水) 10時30分～11時45分
場所	浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター2階 22会議室 (詳しくは裏面の地図をご覧ください。)
テーマ	私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり ～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～
講師	公正取引委員会事務総局 中部事務所 職員
定員	40名(申込み先着順)
申込方法	電話・FAXにて、下記まで直接お申込みください。 (9:00～17:00(土日・祝日を除く。)) なお、FAXでの申込みの場合には、お名前と御連絡先の電話番号及び参加人数を記入してください。 ※ お申込みをいただいた方の個人情報、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。
申込先	公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 電話 052-961-9423 FAX 052-971-5003

会場案内図



浜松市福祉交流センター（浜松市中区成子町140-8）

徒歩でお越しになる場合

JR浜松駅北口を左手に曲がり、高架線路沿いに西南方向（豊橋方向）へ約10分

遠鉄バスでお越しになる場合

駅北口バスターミナル4番乗り場
10番：舞阪町内・弁天島温泉ゆき
12番：高塚・馬郡ゆき
16番：法枝・小沢渡ゆき
「成子坂」下車 徒歩3分

循環まちバスく・る・るでお越しになる場合

まちなか南ルート
駅北口バスターミナル7番乗り場
運行時間 9:30～17:28
（浜松駅バスターミナル毎時00・30分発）
13番下車（浜松駅から約15分）

- 可能な限り公共交通機関を利用してのご来場をお願いします。
- 問い合わせは公正取引委員会中部事務所をお願いします。
会場への直接の問い合わせは御遠慮ください。